

21世紀におけるインターネット政策の在り方

(平成13年情報通信審議会諮問第3号)

～新たなトップレベルドメイン名の導入に向けて～

答申

2009年7月10日

目次

第一章 ドメイン名をめぐる議論の状況	1
1 ドメイン名の現状	1
2 ドメインの管理体制	5
(1) 国際的枠組	5
(2) 我が国の枠組	7
3 ドメインの多様化の進展	10
(1) 種類の増加	10
(2) 多国文字対応	12
(3) 申請受付	13
4 新たなトップレベルドメインの導入効果	14
第二章 「.日本」導入に向けた検討	15
1 検討の背景	15
2 トップレベルドメインの文字列	17
3 業務運営の基本ルール	19
(1) 「.日本」と「.jp」の関係	19
(2) ドメイン登録者を日本の個人又は法人に限定するかどうか	21
4 事業者の選定	22
(1) 選定方法及び選定基準	22
① 候補者の資質に関する審査項目	23
② 業務運営に関する審査項目	26
(2) 選定主体	28
① 国と民間の連携	28
② 民間による選定の場	29
5 事業者監督の仕組み	30
6 データエスクロー契約	31
7 紛争予防・紛争処理	32
第三章 新たな分野別トップレベルドメイン導入に向けた検討	33
1 検討の背景	33
2 地方自治体の対応方針	34
3 国の対応方針	35
4 国と地方自治体との連携方策	36
5 地方自治体への支援	37
(1) 地方自治体向け「対応の手引き」の策定	37
(2) ドメインに関する相談窓口等の整備	38
第四章 今後の検討課題	39
1 ドメイン関連市場の健全な発展に向けた取組	39
2 ICANN等への貢献の拡大	40

第一章 ドメイン名をめぐる議論の状況

1 ドメイン名の現状

インターネットを用いて通信を行うためには個々の端末（パソコン等）を識別する仕組みが必要となる。IPアドレス¹は、このために用いられる識別符号であり、個々の端末ごとに異なる数字（例えば総務省ホームページのサーバーである「www.soumu.go.jp」であれば、「203.180.140.4」など）が付されている。通信を行う際には、このIPアドレスを用いて通信の相手方を特定することが可能となる。

しかしながら、このIPアドレスの数字の羅列は人間には扱いにくく、このままではインターネットを容易に利用することが困難となる。

このため、IPアドレスと関連付けたドメイン名（例えば、www.soumu.go.jp など）の仕組みを導入し、活用することによって、インターネットの利便性を確保している（図2）。このドメイン名は、重複しないよう、現在は国際的な組織である The Internet Corporation for Assigned Names and Numbers (ICANN)によってIPアドレスとともに一元的に管理されている。

ドメイン名の例(総務省ホームページ)

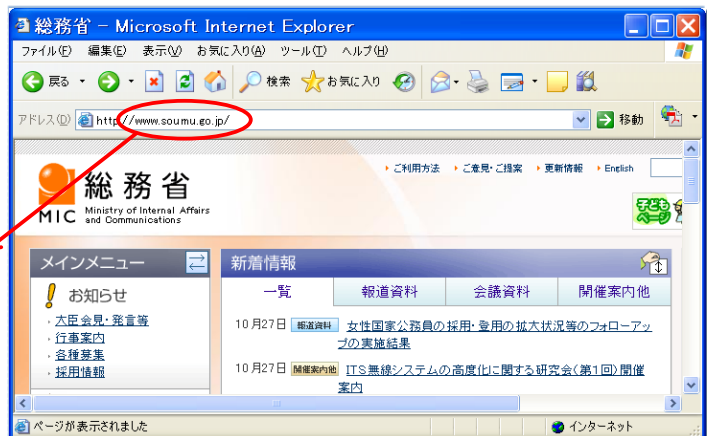
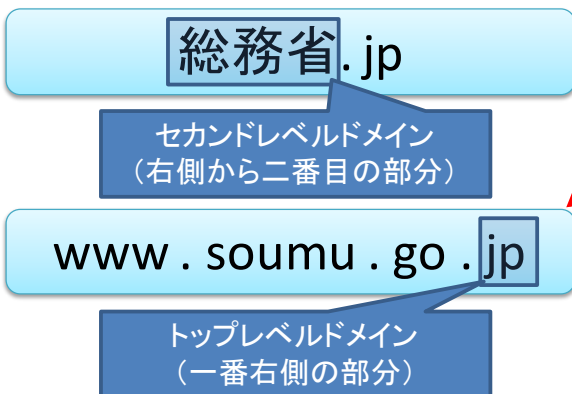


図1 ドメイン名（総務省ホームページの例）

¹ IPアドレスは、現在「IPv4」という規格が用いられているが、数に制限（約43億個）があり、近く在庫が枯渇するとの予測があることから、その後継規格である「IPv6」（数は事実上無限）への移行等が進められている。

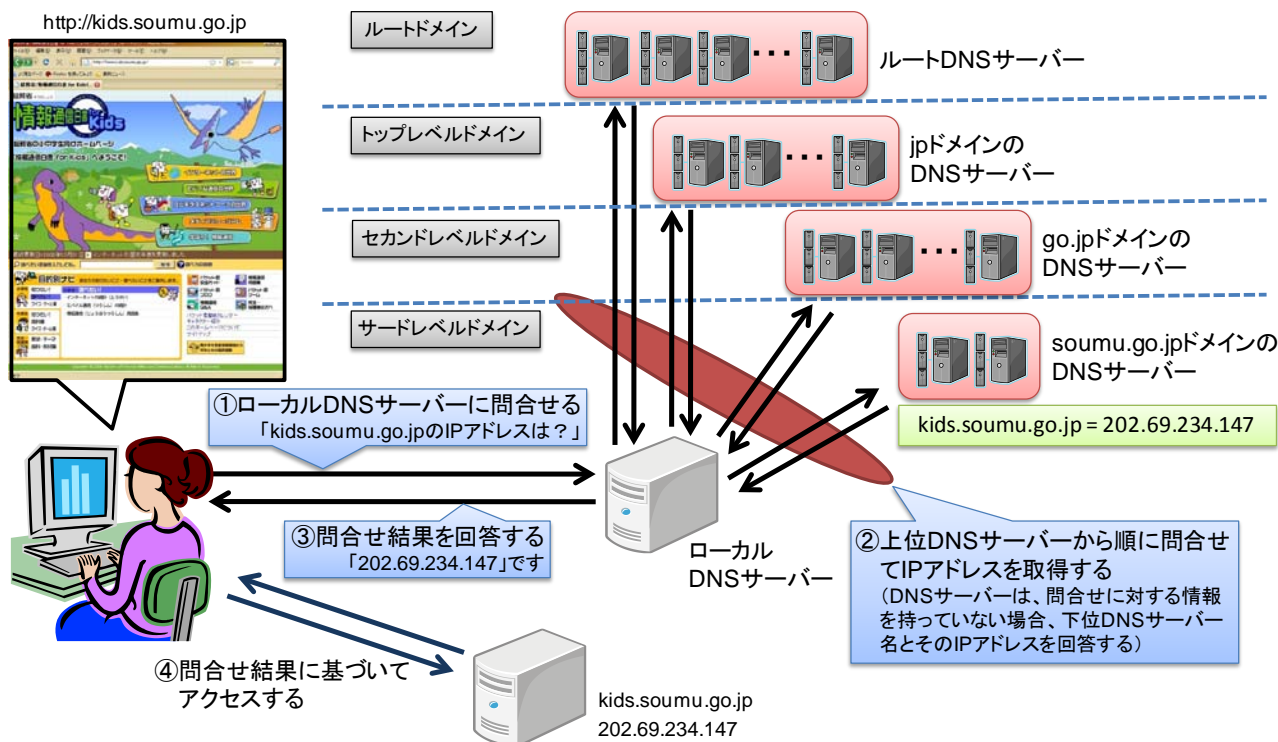


図 2 ドメイン名のしくみ

また、ドメイン名は階層構造をなしており、最も上位階層に位置付けられるものとしては例えば、「www.soumu.go.jp」の一番右側にある「.jp」や「.com」などに代表される「TLD（トップレベルドメイン）」がある。さらに 2 番目及び 3 番目の階層までをそれぞれ「SLD（セカンドレベルドメイン）」、「3LD（サードレベルドメイン）」と定義している。

トップレベルドメインは、次の 2 種類に大別される

- ① 国別トップレベルドメイン (ccTLD : country code Top Level Domain)
「.jp」（日本）、「.us」（米国）、「.cn」（中国）など国名を表したもので約 250 種類が存在している。
- ② 分野別トップレベルドメイン (gTLD : generic Top Level Domain)
「.com」、「.net」など 20 種類が存在している。

世界の総ドメイン名登録数は約 1 億 7,700 万ドメイン（2008 年末時点）に達する。最も登録数の多い「.com」の登録数は約 8,033 万ドメインとなっている。（表 1）。また、日本のトップレベルドメインである「.jp」の登録数は約 108 万ドメインであり、そのうち一部に日本語が使用されているドメイン（例：総務省.jp）は約 13.5 万ドメイン（2009 年 3 月 1 日現在）存在する（表 2）。

表 1 分野別トップレベルドメインの種類と登録数(代表例) (2008 年末現在)

分野別トップレベルドメイン (gTLD:generic TLD)		
.aero	航空運輸業界用	5,802
.asia	アジア太平洋地域の企業/個人/団体等用	240,961
.biz	ビジネス用	2,083,289
.cat	カタロニアの言語/文化コミュニティ用	32,833
.com	商業組織用	80,333,074
.coop	協同組合用	5,921
.info	制限なし	5,090,034
.jobs	人事管理業務関係者用	14,884
.mobi	モバイル関係用	914,236
.museum	博物館、美術館等用	545
.name	個人名用	291,632
.net	ネットワーク用	12,255,674
.org	非営利組織用	7,330,856
.pro	弁護士、医師、会計士、エンジニア等用	28,217
.travel	旅行関連業界用	203,701

表 2 JP ドメイン名の種類と登録数 (2009 年 3 月 1 日現在)

属性型・地域型 JP ドメイン名 (合計 : 390,716)		
ad.jp	JPNIC 会員	272
ac.jp	大学など高等教育機関	3,496
co.jp	企業	326,646
go.jp	政府機関	875
or.jp	企業以外の法人組織	24,624
ne.jp	ネットワークサービス	17,283
gr.jp	任意団体	8,103
ed.jp	小中高校など初等中等教育機関	4,518
lg.jp	地方公共団体	1,929
地域型	地方公共団体、個人等	2,970
汎用 JP ドメイン名 (合計 : 685,136)		
ASCII	組織・個人を問わず誰でも (英数字によるもの)	550,346
日本語	組織・個人を問わず誰でも (日本語の文字列を含むもの)	134,790

2 ドメインの管理体制

(1) 国際的枠組

ドメイン名は、IP アドレスとの連携の下、インターネット上のあらゆる機器を個別に特定する機能を有することから、重複することが許されない。このため、ドメイン名の登録に当たっては世界レベルで管理する必要がある（図 3 及び図 4）。ICANN（カリフォルニア州の非営利法人）はインターネットの全てのドメイン名や IP アドレスを世界レベルで管理する国際機関として、1998 年 10 月に設立された。

ICANN では、①IP アドレスの割当てやドメインネームに関する調整、②ルートネームサーバシステムの運用等の調整、③これらの技術的業務に関連するポリシー（基本方針）策定の調整等の業務を実施している。

こうした業務を適切に行うため、ICANNには、いくつかの内部組織等が置かれているが、検討事項について政府の立場から政策的助言を行う組織として、政府諮問委員会（GAC）が設けられている。²

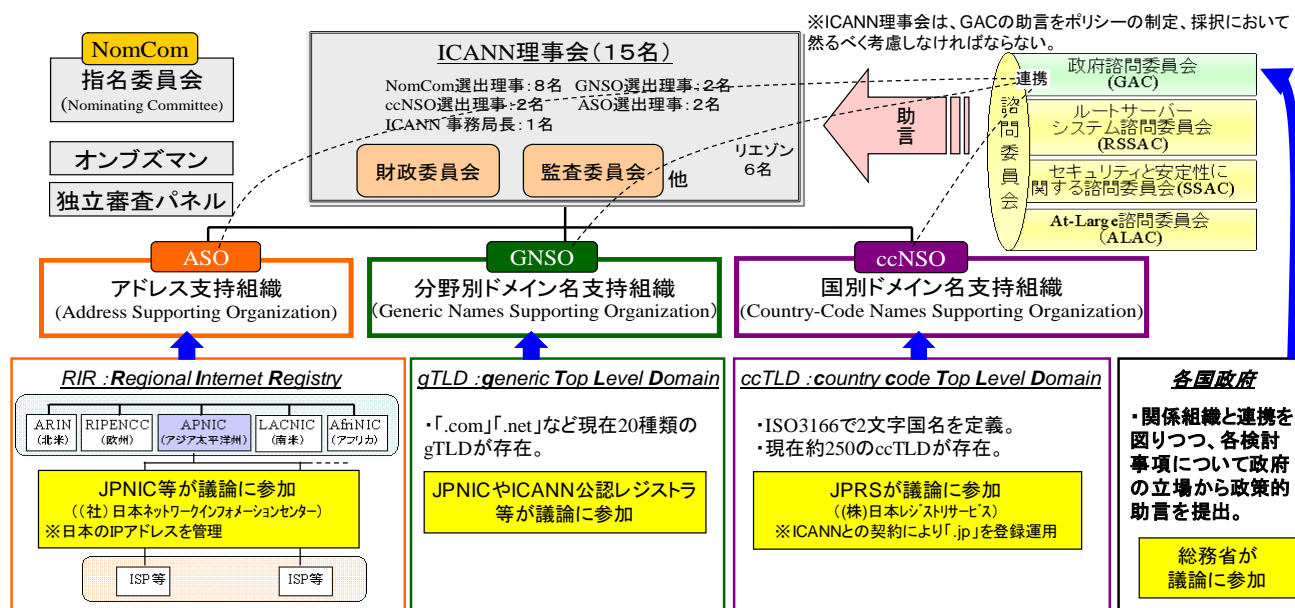


図 3 ICANN の構成

² 総務省は ICANN の政府諮問委員会（GAC : Governmental Advisory Committee）メンバーとして参画しており、日本の国別トップレベルドメインの管理運営事業者を推薦する立場にある。

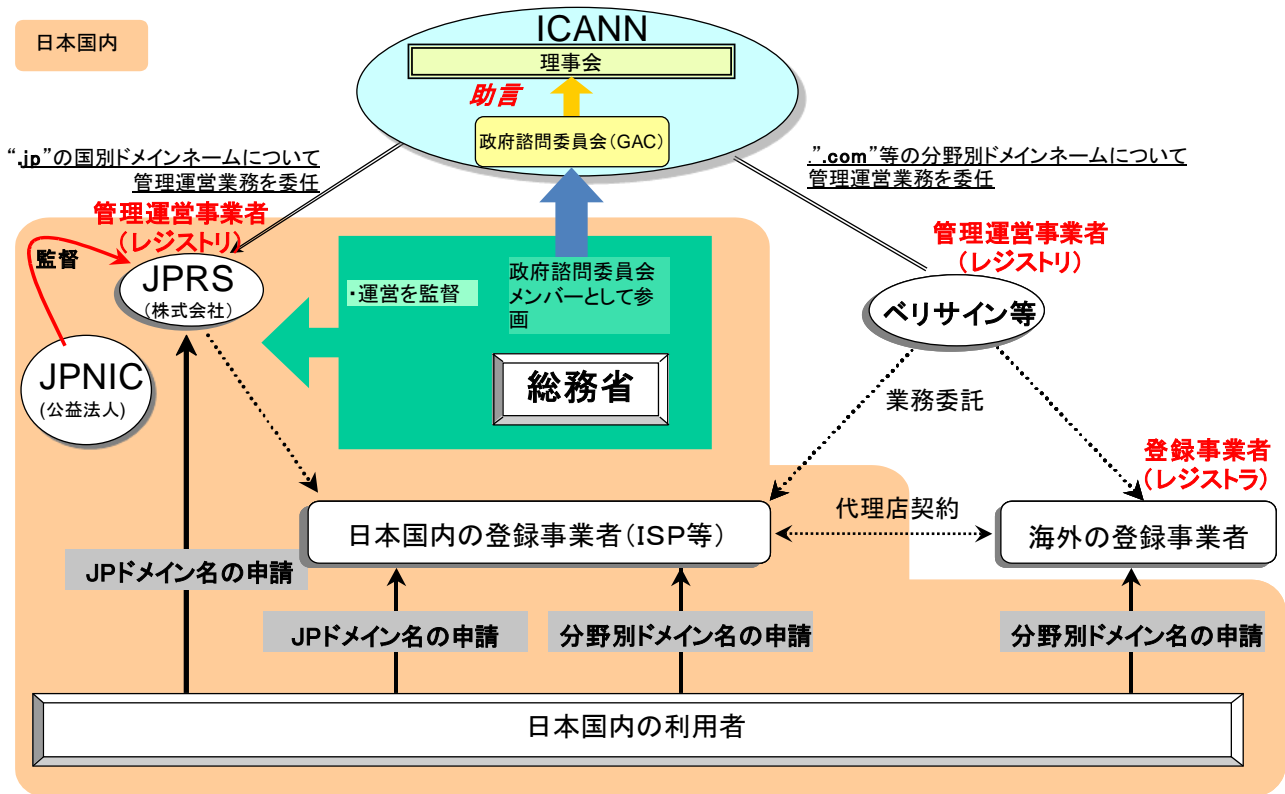


図 4 ドメイン名の管理体制

なお、「.com」や「.net」などの分野別トップレベルドメイン（gTLD）の管理運営については、ICANNとその管理運営事業者との間で業務の委任等に関する契約が締結されている。³

³ 例えば「.com」については、米国ベリサインと ICANN との間で委任契約が締結されている。

(2) 我が国の枠組

我が国の国別トップレベルドメインである「.jp」の管理運営業務は、当初はボランティアな管理者グループによって行われてきたが、インターネットの急成長に伴い、利用者のニーズに素早く応えることが難しくなってきたため、1991年以降、JNIC（現在の社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（JPNIC）の前身）が設立され、当該団体が管理運営業務を担うこととなった。その後、1998年にICANNが設立され、2002年にはICANNから株式会社日本レジストリサービス（JPRS）にその業務が委任⁴され、JPドメイン名サービス（図5）を提供し、レジストリ・レジストラモデル⁵により運営されている。JPRSへの業務の委任以降、JPドメイン名の登録管理業務の公共性を担保するため、総務省とJPNICは共同で、JPドメイン名登録管理業務移管契約に規定されているJPRSの責任事項に違反していないか、また、ICANNとのccTLDスポンサ契約に基づくポリシーを遵守しているか等について監督⁶を行っている。

こうした枠組の下で、JPドメイン名サービスについては、

- ① ドメイン名紛争処理方針（JP-DRP）⁷に従うこと（図6）
 - － 裁判外の紛争処理方針を整備することにより不正な目的による登録を抑止
- ② 登録データのエスクロー（預託）を適正に行うこと（図7）
 - － 管理運営事業者が破綻した場合に、再移管先での業務の立ち上がりをスムーズに行うために必要な登録データを管理運営事業者が第三者に預託。JPNICは管理運営事業者が選定する預託先の承認を国と共同で行うとともに、日々の預託が定められた内容で行われたかを監査
- ③ 登録ポリシーの大きな方針は諮問委員会に諮ること
 - － 管理運営業務の公正性・中立性を担保

等が定められている。

⁴ 2002年4月にJPNICからJPRSに業務が移管された。

⁵ 登録ドメイン名のデータベースを管理運営する管理運営事業者（レジストリ）と登録申請者からドメイン名の申請を受け付けてそのデータベースに登録する登録事業者（レジストラ）の分業によるトップレベルドメインの管理運営モデル。

⁶ JPRSとJPNICとの間で覚書（http://jprs.co.jp/doc/redelegation/mou_j.html）及び業務移管契約（http://jprs.co.jp/doc/redelegation/transfer_j.html）が締結されており、JPRSが財務状況等についてJPNICに報告することや公共性に反した運営を行った場合等のドメインの管理運営業務の再移管について規定されている。またそれを踏まえた上でICANNとJPRSとの間で国別トップレベルドメインスポンサ契約（<http://www.icann.org/en/ctlds/jp/proposed-sponsorship-agmt-09feb02.htm>）が締結されている。

⁷ JP-DRPは、ICANNが策定した「統一ドメイン名紛争処理方針（UDRP）」をモデルとして2000年に策定。不正な目的によるJPドメイン名の登録（転売を目的として他人の商標を用いたドメイン名を登録すること等）が行われた場合に発生する紛争の迅速な解決に貢献している。

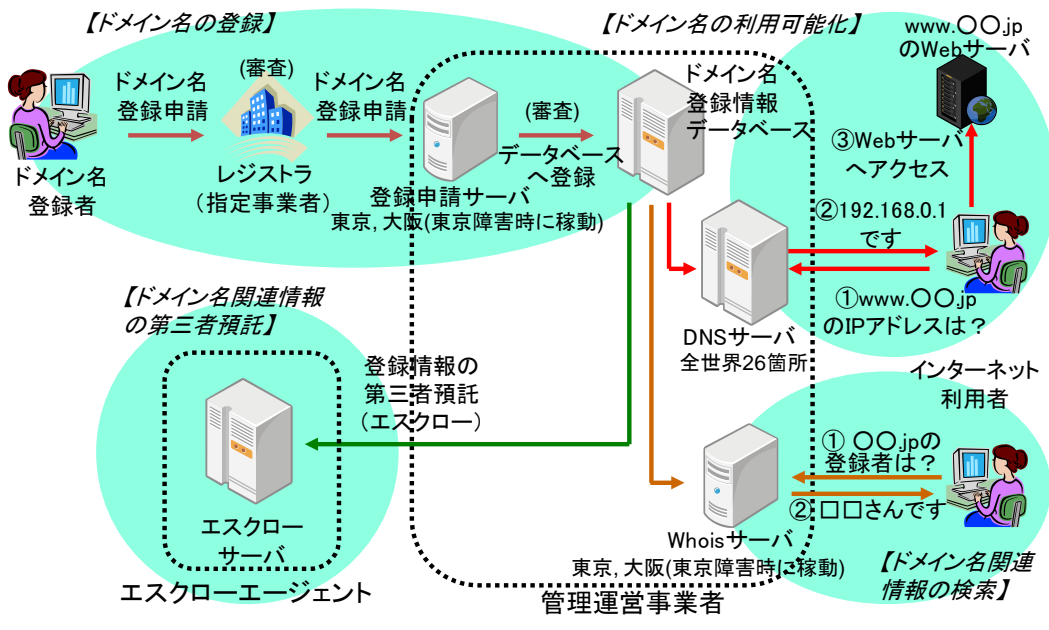


図 5 管理運営事業者の主なサービス内容

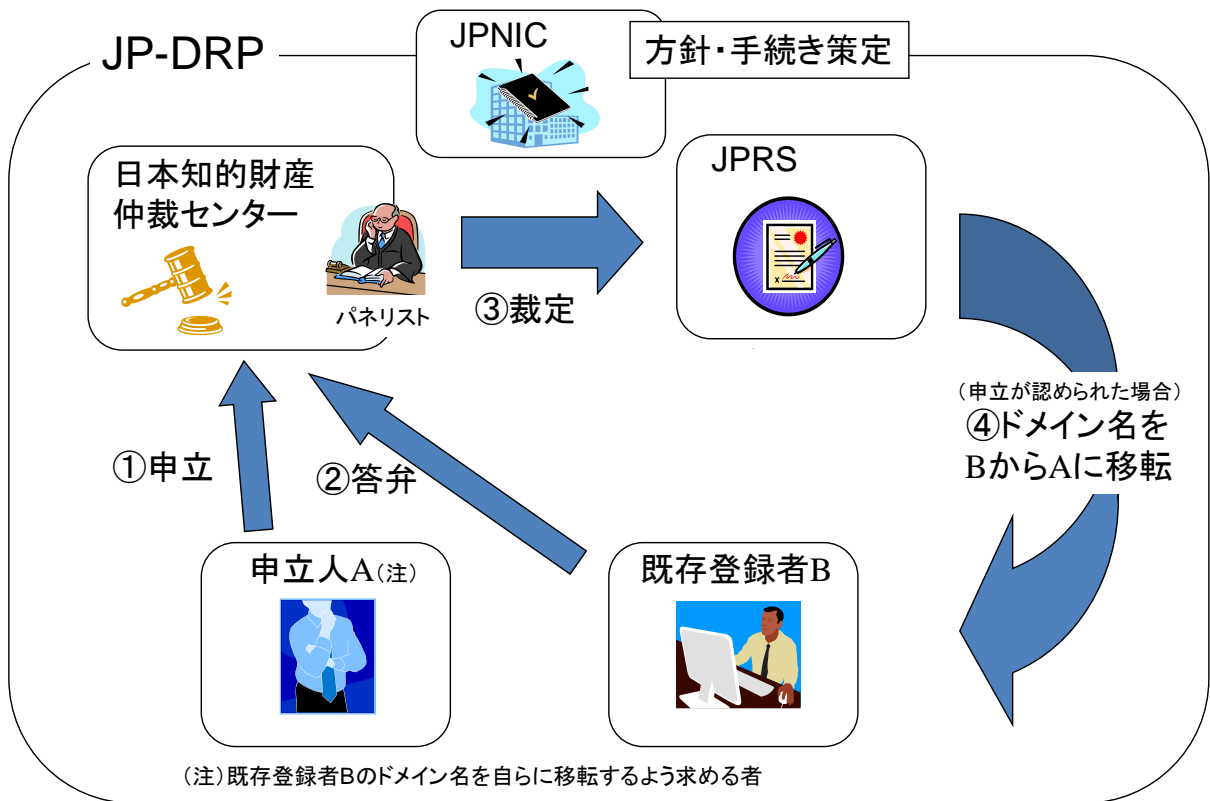


図 6 JP ドメイン名の紛争処理の流れ

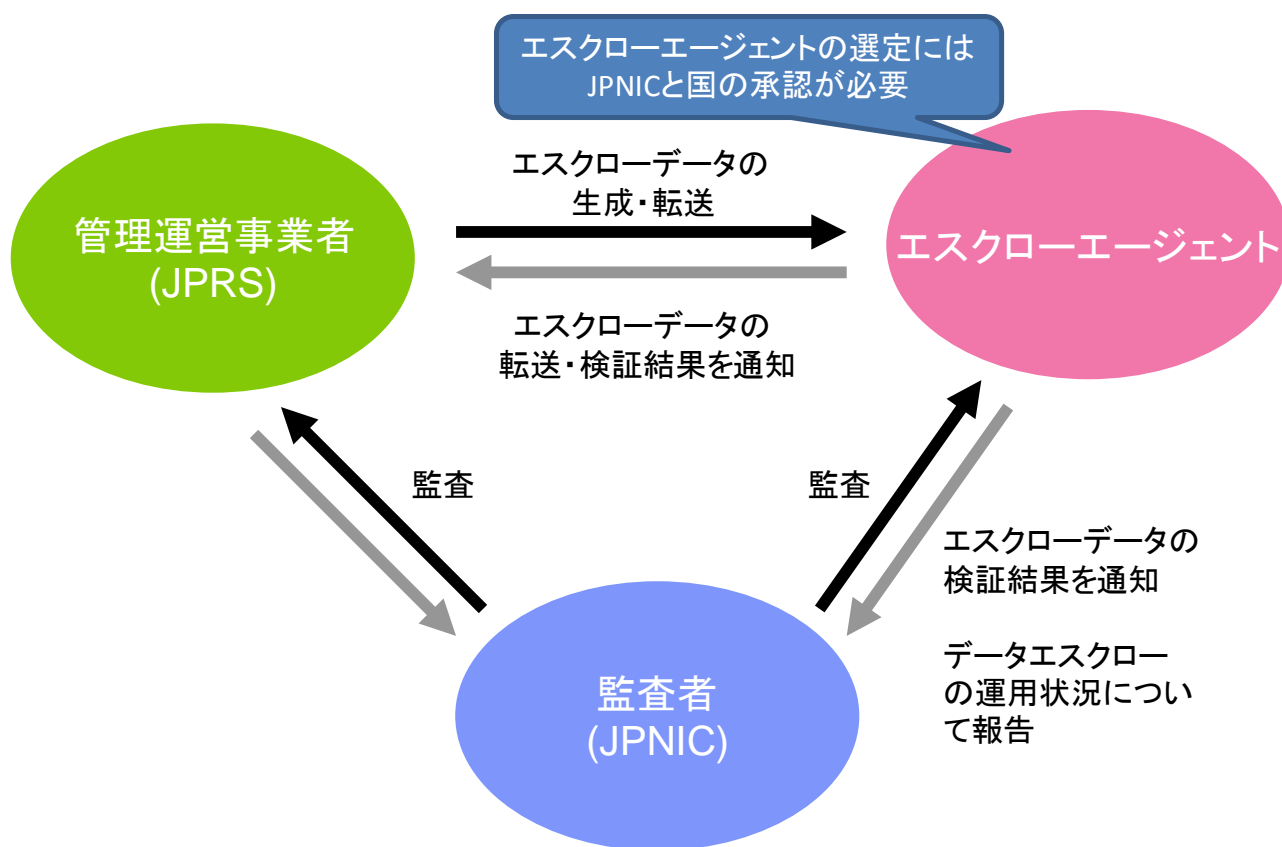


図 7 「.jp」におけるエスクローの監査体制

また、2001年には、一つの組織・個人で複数のドメイン名が登録できる汎用JPドメイン名が導入され、この汎用JPドメイン名では、初めて日本語文字の使用も可能とされた。また、商標権者のための優先登録の仕組み⁸が採用されるなど新しい試みも取り入れられ、JP-DRPと併せて、ドメイン名をめぐる紛争防止に効果をあげた。

さらに、JPNICからJPRSへの業務移管後の2002年には、属性型JPドメイン名として「LG」が新設され、現在の属性型JPドメイン名は全部で9つの属性となっている。

⁸ 優先登録とは、一般の登録に先駆けて登録を行うものである。汎用JPドメイン名（「総務省.jp」など、セカンドレベルで登録するドメイン名）の導入の際には、①同一文字列のJPドメインを有する者、②商号や商標を有する者に対する優先登録が実施された。

3 ドメインの多様化の進展

(1) 種類の増加

ICANN ではこれまで 2000 年と 2003 年の計 2 回、分野別トップレベルドメイン (gTLD) の種類の増加について検討が行われた。その結果、現在は 20 種類のトップレベルドメインが存在するものの、引き続き、新たな分野別トップレベルドメインを利用したいという要望が各国から寄せられている状況にある。これまでの分野別トップレベルドメインの増加の経緯は次のとおりである。

ICANN 設立以前からの gTLD	.com .edu .mil .gov .org .net .int
2000 年に追加が承認された gTLD	.biz .info .name .pro .museum .aero .coop
2003 年に追加が承認された gTLD	.jobs .travel .mobi .cat .asia .tel

これらの要望を受け、2007 年 9 月に新しい分野別トップレベルドメインの導入プログラムの勧告が ICANN に提出され、翌年 6 月に ICANN の理事会において採択された。その勧告は次の 2 点において、これまでの募集には見られない特徴を有している。

- ① 従来に比べて、申し込みに必要な条件が大幅に緩和されていること
- ② 募集の時点で分野別トップレベルドメインの数に上限を設けないこと

従来のトップレベルドメインの追加では、必要性の高い「分野別トップレベルドメイン」だけが個別に認められており、また、その追加は容易ではなかった。しかしながら、今後は、既存のトップレベルドメインに似ているもの等を除いて、特に不都合が無ければ、原則として新たな「分野別トップレベルドメイン」の利用が可能となる予定である。

こうした中、2008 年 10 月、ICANN 事務局が「新たな分野別トップレベルドメイン応募者用ガイドブック (RFP)」ドラフト案を順次公開 (2009 年 2 月改訂) するなど、新たな「分野別トップレベルドメイン」の導入に向けた準備が進められている。

● 新たな分野別トップレベルドメイン応募者用ガイドブック（RFP）ドラフト案の概要（2009年2月現在）

- ① Community-based TLD（特定のコミュニティのためのTLD）とOpen TLD（Community-based TLD以外のTLD）の2種類を受け付ける。
- ② 地理的名称に関連するドメイン名の申請を行うためには、関連する国、地方自治体等による「支持」又は「反対がないこと」を示す署名入り文書が必要。
- ③ 申請が競合した場合には原則比較審査。それでも決まらない場合にはオークション。
- ④ 申請時に18万5千ドルの申請手数料がかかる（注1）。
- ⑤ 異議申立手続には費用が必要（最終的には敗者負担）。
- ⑥ 維持費として、年間2万5千ドルに加え、登録ドメイン数が5万以上の場合は1ドメインあたり25セントのICANNへの支払いが必要（注2）。

（注1）

- ・ 従来の提案募集時の申請金額（1回目：5万ドル、2回目：4万5千ドル）よりも大幅に高いことに反発が起きており、小規模のコミュニティが新たな分野別トップレベルドメインを申請する際の障害になるのではないかとのコメント等が寄せられている。
- ・ 申請が却下された場合には、返金（2割以上）が行われることになる見込み。

（注2）

- ・ 地理的名称に関連する反対については、政府がコストを負担することなく反対できるようにするようGACから提言中。

(2) 多国文字対応

当初は、ドメイン名に使用できる文字は、英数字及びハイフン「-」（ただし、ハイフンは文字列の最初と最後には使用できない）のみであった。しかしながら、世界的なインターネットの普及にともない、英数字だけでなく様々な国や地域で日常的に使われている文字もドメイン名として使いたいという要望が生じてきた。そのため 1998 年頃から、非ラテン文字を利用する文化圏の要望を受けて、ドメイン名を国際化（多国文字対応化）するための技術的な検討が本格化し、国際的な協調の下で議論が進められた。

その結果、我が国の国別トップレベルドメインである「.jp」における日本語化の取組としては、JPNIC において JP ドメイン名における日本語の導入が検討され、2001 年 2 月より、JPRS にて汎用 JP ドメイン名の一形態として「日本語.jp」ドメイン名の登録サービスが開始された。これにより、例えば「総務省.jp」など日本語を用いたドメイン名の登録が可能となった。日本語化されたドメイン名は「国際化ドメイン名（IDN：Internationalized Domain Name）」と呼ばれる技術標準に準拠しており、漢字や平仮名、カタカナといった日本語の文字を使えるようにしたものである。

こうした「日本語.jp」ドメイン名は 2009 年 3 月現在で約 13.5 万件の登録がなされている。しかしながら、引き続きトップレベルドメインの部分はアルファベット（.jp）を用いているため、例えば「総務省.jp」等、日本語とアルファベットが混在するドメイン名となっている。このため、例えば「総務省.日本」等、全て日本語で記述可能なドメイン名を利用したいという要望がある。

世界的には、特に、アラビア文字を用いたドメイン名の場合、右から読むアラビア文字と左から読むアルファベットが混在していると不便であることもあり、アラビア語文化圏を中心に、トップレベルドメインについても多国文字化を進めるよう要望があった。

(3) 申請受付

2008年6月のICANN理事会において、国別トップレベルドメインにおける国際化ドメイン名の導入について検討した作業部会であるIDNC WGの報告書が採択されるなどの動きを受けて、ICANN事務局により、「多国文字による国別トップレベルドメイン実装計画」ドラフト案（2008年10月、2009年2月改訂、同年6月再改訂）や、「新たな分野別トップレベルドメイン応募者用ガイドブック（RFP）」ドラフト案（2008年10月、2009年2月改訂）が取りまとめられた。

これらの制度の概要は基本的に合意されているが、詳細についてはICANNにおいて一部が検討中であり、本年10月頃の公表予定とされている。⁹

また、これを受けて、早ければ2010年始め頃からICANNにおいて「多国文字による国別トップレベルドメイン」、「新たな分野別トップレベルドメイン」に関する事業者からの申請受付が開始される見込みである。¹⁰

⁹ 制度の詳細については、ICANNにおいて今後定められるものもあるが、本答申で取りまとめる内容について変更を要する事項は無いと見込まれる。

なお、実装計画案において、

- ① 管理運営事業者となろうとする者が申請を行うこと
- ② 国の「推薦」が必要であること

等の基本的な部分は、初版から2009年6月時点の最新版（第3版）までの間、修正等された経緯は無い。

¹⁰ 具体的な申請受付時期は、本年10月に開催されるICANNソウル会合において決定される予定である。

4 新たなトップレベルドメインの導入効果

「.日本」等の新たなトップレベルドメインの導入効果は様々なものが想定される。

具体的には、日本語ドメインの導入により、次のような効果が期待される。

① ドメイン名の多様化、ドメイン登録者の選択肢が拡大

- ー 現在、インターネット上で日本を意味するドメインは、「〇〇.jp」だけであるが、「〇〇.日本」の導入により、ドメイン名の多様化が促進され、ドメイン登録者の選択肢が拡大する。

② 企業や団体等の広報戦略、営業戦略における活用

- ー サービス等の提供者の視点からは、新たなマーケティング力の向上が期待できる。近年では、地名、駅名、大学名、商品名ごとにドメイン名を活用して、インターネットを通じた広告宣伝を行うことが増えており、企業や団体等の広報戦略、営業戦略上、顧客への新たなアピール効果も期待できる。

③ 新規サービス（新規事業者）の導入によるサービス向上

- ー 利用者にとっては、「名前.日本」のように、すべて日本語表記のドメイン名による情報発信の手段が拡大することとなり、利便性が高まるほか、ドメイン間の競争を通じて、料金をはじめサービス向上が期待できる。

④ 日本語だけで構成される分かりやすいドメイン名の実現

- ー 使い慣れた漢字や平仮名、カタカナがドメイン名に利用可能となることで、誰に対してもすぐ伝わり、覚えやすいアドレスが実現され、利用者にとっても、そのドメイン名が何を表しているかを直感的に認知できる。

さらに、地理的名称に関連するトップレベルドメインについては、

- ① いわゆる、インターネット版の「ご当地ナンバー」として、地域への愛着や一体感の醸成を促進すること
- ② 「観光.広島」や、「visit.kurashiki」、「ski.karuizawa」、「hotel.tokyo」等のインパクトのあるアドレスによって、観光情報等を国内外に発信すること
- ③ 「着物.京都」、「おみやげ.大阪」など、地場の名産品をアピールすること
- ④ 税収増や寄付・社会貢献等、地方自治体や地域住民への貢献等

が期待される。

第二章 「. 日本」導入に向けた検討

1 検討の背景

アルファベット以外の文字により表記された国別トップレベルドメインの導入については、ICANNにおいて検討が行われ、IDN-ccTLD（多国文字による国別トップレベルドメイン）実装計画の策定が進められている¹¹。ICANNは、管理運営事業者となろうとする者から申請があった場合には、当該実装計画等に沿った審査を行うこととなるが、その際には、基本的にはグローバルな空間の一部を担うという原則の下で各国政府の意向が尊重¹²される。

IDN-ccTLDの申請については、その国の政府の「推薦状(documentation of endorsements)」が必要というルール¹³がICANNで策定されており、今後、我が国において、「. 日本」の管理運営事業者となろうとする者が現れた場合には、その者は国に対して「推薦」を要請することとなる。

この IDN-ccTLD の申請ルールに対応して、「. 日本」の管理運営事業者選定等に関する枠組を検討しておくことが必要である。

「. 日本」のニーズについては、現在、ドメイン名の一部にのみ日本語を利用している「日本語.jp」の登録¹⁴が約 13.5 万件あることを踏まえると、全て日本語で記述することができる¹⁵「. 日本」が導入された場合には、適切なビジネスモデルを構築することにより、その数を超えるさらなる登録数や利用の拡大が期待できると考えられる。今後、「. 日本」の管理運営事業者になろうとする者が、この点を含め、需要動向等を踏まえながら、必要な申請を行うことが予想される。

¹¹ 現在、中国、ロシア、韓国等が IDN-ccTLD の導入を検討している。

¹² 【参考】国別トップレベルドメインの委任と管理に関する GAC 原則（抜粋）

7.1. 原則：委任および再委任は国家の問題であり、すべての国内利害関係者の見解および既存の国別トップレベルドメイン管理運営事業者の権利を考慮に入れながら、国内法に従って国内で解決されるべきである。最終的な正式決定に達した後、ICANN は、かかる決定の根拠を示し、権威ある指示に従って委任または再委任のプロセスを開始するために直ちに行動するべきである。
※ 委任とは、ドメインの管理運営業務について、ICANN が管理運営事業者に委任することを意味する

¹³ 政府が ICANN に送付する推薦状には、下記の 2 点を含めることとされている。

①申請するトップレベルドメインの文字列（「. 日本」）に対する政府の支持（support）
②管理運営事業者に対する政府及びその地域のインターネットコミュニティの支持

¹⁴ 「総務省.jp」、「お茶の水女子大学.jp」、「慶應義塾大学.jp」などの登録が行われている。
(<http://日本語.jp/case/>)

¹⁵ 「. 日本」においても、例えば「総務省.日本」のように、ドメイン名の区切り文字として「.」は残ることとなるが、アドレス入力欄（アドレスバー）にドメイン名を入力する際に、「総務省.日本」と入力すると「総務省.日本」と自動的に修正（正規化）されて処理されるため、入力方法を途中で切り替えることなく利用することが可能になっている。

こうした状況の下、「.日本」の管理運営事業者に対して政府が「推薦」を行う際の基本的なルール等について、「.日本」の導入によるメリットとデメリット¹⁶を十分に踏まえつつ、次のとおり検討した。

なお、本検討は、2009年6月までにICANNから示されている制度の概要を前提として行われたが、仮に、今後、その内容に変更等が生じた場合でも、基本的には、本答申の考え方を踏まえた対応が求められる¹⁷。

¹⁶ ICANNにおいて、新gTLDの導入によるメリットとデメリットについて検討がなされている。「新gTLD導入における競争と価格に関する考察」(2009年6月カールトン教授)では、トップレベルドメインの種類増加について、

- ①新たな参入や競争が発生し、価格の低下や革新が促進され、消費者の利益を向上させることが可能
- ②消費者の混乱をもたらす、商標を持つ者の防衛的登録を促すことにより、消費者の利益を損なうという意見も多いが、適切な配慮によりこのような不利益を生じさせないことが可能

とされている。この検討は、新gTLDに対するものであるが、IDN-ccTLDの導入にあたっても参考となると考えられる。

<http://www.icann.org/en/topics/new-gtlds/carlton-re-proposed-mechanism-05jun09-en.pdf>

¹⁷ 今後のICANNの検討により、本答申で取りまとめられている内容について変更を要する事項は無いと見込まれていることについては、注9を参照。

2 トップレベルドメインの文字列

2008年10月にICANNから示された「多国文字による国別トップレベルドメインの実装計画」ドラフト案（2009年2月改訂、同年6月再改訂）では、多国文字による国別トップレベルドメインの文字列は「国連の「地理学的名称の標準化のための技術参照マニュアルを基本として」、「『国が領土の名前』又は『その一部若しくはその縮小型』に限られる」とされている。また、「1つの公用語あたり、1つの文字列に限られる」とされている。

日本の場合、漢字、平仮名、カタカナ、アルファベットが混在したスクリプト（文字集合）を利用しており、また、名称としては「日本」、「日本国」の二つが、「日本」の読みとしては、「にほん」、「にっぽん」の二つが基準を満たすこととなる。

このため、基本的には下記の表の10種類の文字列の中から1つを選定することとなるが、我が国の新たな国別トップレベルドメインの名称（文字列）は、

- ① 平仮名やカタカナを用いた場合には、例えば「にほん」と「にっぽん」で混同するおそれがあること
- ② 覚えやすく短い漢字の方がドメイン名に適していること（「日」も「本」も小学校1年生が学習する平易な漢字）
- ③ 『.日本国』よりも『.日本』の方がなじみやすいこと

等から、「.日本」とすることが適当である。

表 3 我が国の多国文字による国別トップレベルドメイン文字列の候補

文字種	文字列			
	漢字	.日本		.日本国
平仮名	.にほん	.にっぽん	.にほんこく	.にっぽんこく
カタカナ	.ニホン	.ニッポン	.ニホンコク	.ニッポンコク

【参考】 多国文字による国別トップレベルドメインの実装計画ドラフト案（2008年10月、2009年2月改訂、同年6月再改訂）

① 多国文字による国別トップレベルドメインの文字列は、「国か領土の名前」又は「その一部若しくはその縮小型」に限られる。

※ 申請する文字列が、

ア 国連の「地理学的名称の標準化のための技術参照マニュアル」の国名リストに掲載されていること

イ 国際的に認識されている語学の専門家や組織が①の要求条件を満たしている旨の説明をすること

のいずれかを満たすことが必要

② 多国文字による国別トップレベルドメインの申請する数に制限はないが、1つの公用語あたり、1つの文字列に限られる。

【参考】 国連の「地理学的名称の標準化のための技術参照マニュアル」の国名リスト

ISO	COUNTRY- English (UN)	ISO code; Language	Short name	Formal name
JP	JAPAN	ja: Japanese	日本 <i>Nihon or Nippon</i>	日本国 <i>Nihon-koku or Nippon-koku</i>

3 業務運営の基本ルール

(1) 「.日本」と「.jp」の関係

「.日本」と「.jp」はいずれも「日本」を意味する点で同様な性格を有しているが「.日本」は新たに設ける国別トップレベルドメインであり、その運用上のルール等は「.jp」と必ずしも一致させる必要はない。そこで、まず、「.日本」と「.jp」の登録面での運用の扱いの異同（両トップレベルドメインの登録者を完全に一致させるか否か）についてドメイン名空間の有効利用や利用者保護等の観点から検討を行った。

新設される「.日本」の登録者と、既に運用が行われている「.jp」の登録者を「完全に一致」させる場合には、例えば、「通信.日本」は「通信.jp」の登録者しか登録できないことになる。この考え方によれば、既存の「.jp」の登録者は第三者に「.日本」ドメイン名を登録されるおそれがないことから、いわゆる「防衛的登録」が不要となるとともに、「通信.jp」と「通信.日本」が常に同じ者により登録されることから、利用者の混乱が生じにくいというメリットがある。しかしながら、「.jp」の登録者と異なる者が「.日本」ドメイン名を登録できないという意味では、新しいトップレベルドメインである「.日本」ドメインが有効に活用されないおそれがある。

一方、「完全に分離」とした場合には、「.jp」ドメイン名の登録とは関係なく「.日本」ドメイン名を登録することができることとなり、「完全に一致」とした場合のドメイン名空間の有効活用上の支障という問題は生じないものの、「.日本」における新たなドメイン名紛争の発生や「通信.jp」と「通信.日本」の登録者が異なることについて利用者の混乱を招くおそれがあると考えられる。

この点、「完全に分離」としつつ、例えば、JP ドメイン名登録者に対し、一定期間は「.日本」への優先登録を認める場合には、こうした両者の問題点について、比較的適切に対処することができると考えられる。このため、一定の優先登録期間を設けた上で、「分離」方式とすることが考えられる。

また、「完全に分離」とした場合には、併せて、登録商標を用いたドメイン名の登録について、商標権者に配慮した措置を取ることが求められる。

しかしながら、こうした「.日本」の運用上のルールについては、管理運営事業者のビジネスモデルや変化の激しい市場ニーズにも密接に関連するため、管理運営事業者が、上記の考えを十分に踏まえ、利用者、ドメイン登録者、登録事業者、商標等の関係者等の意見を聴取¹⁸した上で意見募集等の手続を経て、「.日本」の導入によるメリットを最大化することが

¹⁸ この意見の聴取は後述の協議会において行うことも考えられる。

可能となるよう、必要に応じ、後述の協議会やその他の関係団体と調整しつつ、適切に定めることが求められる¹⁹。

こうしたルールが適切に整備された上で、「.日本」ドメイン名を登録しようとする者は、その登録のメリット・デメリットやコスト等を踏まえ、登録するかどうかの判断を行うことが望ましい。

¹⁹ 「.日本」の管理運営事業者が「.日本」と「.jp」の関係について本答申と異なる運用上のルールを定める場合には、利用者、ドメイン登録者、登録事業者、商標等の関係者等に対し、その理由等について特に十分に説明することが求められる。

(2) ドメイン登録者を日本の個人又は法人に限定するかどうか

現在、「.jp」については、日本に居所を有する個人・法人のみが登録・利用可能とするいわゆるローカルプレゼンスルール²⁰に従った運用が行われている。

現時点で、分野別トップレベルドメインが 20 種類存在しており、今後利用可能なトップレベルドメインが大きく増加することが予想される中、「.日本」については、海外からのフィッシング防止など利用者保護を十分に図るため、当初は、日本に居所を有することを登録の条件とし、ドメインの登録者が日本に居ることを示すようにすることが望ましいと考えられる。

「.日本」ドメイン名の世界的な利用を促進するため、「.日本」について外国に居住等する者も登録できるようにするべきという考えもあるが、それらの者の登録を認めた後に、登録者を日本に居住等する者に限定することは事実上困難であること等を考えると、「.日本」の運用開始当初は、ドメイン登録者を日本に居住等する者に限定した運用を行うことが適当である。

その上で、将来的には、外国に居住等する者の登録を可能とすることについて検討することが適当である。

²⁰ 国内（あるいは一定の地域内）に住所があることを登録の要件とするトップレベルドメインの管理運営ルールの一つ。「.jp」のほか、いくつかのトップレベルドメインにおいて採用されている。これにより、JP ドメインのホームページ等にアクセスする利用者は、そのホームページ等の運営者等が日本の個人・法人と推測できる。

4 事業者の選定

(1) 選定方法及び選定基準

国のアイデンティティを体現する国別トップレベルドメインの管理運営業務をいかなる者が行う（ICANN から業務委任を受ける）かについては、ICANN の枠組においては、基本的にはグローバルな空間の一部を担うという原則の下で各国政府の意向が尊重される。

国別トップレベルドメインは、我が国の国名を表示するものであり、現在の「.jp」についてもこれまでの安定的な業務運営も相まって、他の一般的なトップレベルドメインに比べ、利用者、ドメイン登録者からの高い信頼が寄せられている。

今回、新たに設けられるトップレベルドメインについても、こうした信頼が得られるよう、国がある事業者を推薦するに際しては、一定の審査事項を定め、チェックすることが求められる。

管理運営事業者として適格と考えられる申請者が複数あった場合の選定方法としては、例えば、くじ引き等の機械的な手段を用いることも考えられるが、トップレベルドメインの管理運営業務が広く利用者やドメイン登録者等に利用される公共性の高い業務であること等から、最も審査項目への適合度が高い者を選定すること（いわゆる比較審査を実施すること）が適当である。

比較審査はできる限り公正、中立かつ透明性の高い方法により行うことが求められるとともに、その選定主体は、申請者や利用者等に対し、審査内容・選定結果についての説明責任を適切に果たすことが求められる。

① 候補者の資質に関する審査項目

I 日本法人に限定するかどうか

確実かつ安全な運営管理、利用者やドメイン登録者の利益の確保等の観点から、「.日本」の管理運営事業者は日本国内で登記した法人に限定することが望ましい。

その法人に対する外国人等による出資の取り扱いについては、審査段階の選定基準（例えば株主構成の安定性等）で考慮することが適当である。

なお、GAC原則²¹においても国別トップレベルドメインの管理運営事業者については、当該国の法人であることを基本とすることが定められている。

²¹ 【参考】国別トップレベルドメインの委任と管理に関する GAC 原則（抜粋）

5.2.3. 国別トップレベルドメイン管理運営事業者、ならびに管理運営事業者の運用担当者は、当該の政府もしくは公的機関が正式に別段の決定をしていない限り、当該の政府もしくは公的機関の領地または管轄区域における居住者または設立法人であるべきである。いかなる場合も、国別トップレベルドメインは、法律ならびに当該の政府もしくは公的機関の公共政策に従った形で運用すべきである。

II 公正な選定を担保するために考慮すべき事項

「.日本」の管理運営事業者として、より適切な者が選ばれるためには、より多くの事業者から申請が行われることが期待される。

管理運営事業者の選定に当たっては、

- ① トップレベルドメインの管理運営業務は一定のルールに従って確実に行われることが第一であり、その上で創造性や新規性が求められること
- ② 現在の JP ドメイン名は「.com」等の分野別トップレベルドメインと一定の競合状況にあること
- ③ 新たな分野別トップレベルドメインの新規参入が近く可能となること^{22 23}

等から、新規事業者が不利にならない公正な選定が行われる場合には、既存事業者と新規事業者を区別する必要はないと考えられる。

新規事業者が不利にならない仕組みとしては、例えば、

- ① 国別トップレベルドメインの管理運営業務に関する過去の実績の有無を審査の対象としないこと
- ② 新規事業者が参入に必要な情報等について選定主体を通じ適切に得られるようにすること

等が考えられる。

なお、ドメイン管理運営事業における独占状態の回避のため、新規事業者を既存事業者（「.jp」の管理運営事業者）よりも優先することが適当であるとの考えもあった。

²² 新たな分野別トップレベルドメインでは、国内の地域名を用いたドメイン名の導入も可能となる見込み。

²³ 分野別トップレベルドメインについては、一の者が複数の管理運営業務を行うことは禁止されておらず、例えば、米国ベリサイン社は「.com」と「.net」の2つの分野別トップレベルドメインを管理運営している。

Ⅲ 法令違反歴

トップレベルドメインの管理運營業務は、我が国の社会経済の基盤であるインターネットの接続に関わる重要なサービスであり、公共性が高い事業である。

このため、管理運營業業者になろうとする者に、次の事項について重大な問題がないかを確認することが必要であると考えられる。

- ① 事業者及びその役員の法令違反歴
- ② 反社会的勢力の関与

② 業務運営に関する審査項目

「.日本」の管理運営事業者の選定について公正な比較審査を行うためには、あらかじめ、適切な審査項目を定め、公表することが必要である。この管理運営業務がインターネット接続に関する公共性が高い業務であること等を踏まえると、管理運営事業者の審査項目としては、次の8項目とすることが適当である。

各審査項目の詳細は、〈例〉として記載された事項を参考として、できるだけ多くの申請が行われるように配慮しつつ、実際に選定を行う主体が、選定に対する利用者、ドメイン登録者からの信頼が得られるよう、公正性・中立性及び透明性の高い手続の下で、意見募集も経て適切に定め、公表することが適当と考えられる。

ただし、前述の「3 業務運営の基本ルール（1）「.日本」と「.jp」の関係」に記した運用上のルールについては審査の条件とはせず、管理運営事業者が意見募集等を行い、必要に応じ、後述の協議会やその他の関係団体と調整しつつ、適切に定めることが求められる。

（1）技術的能力

〈例〉・ DNS サーバーの運用を円滑に行うための技術的能力

（2）経営基盤

〈例〉・ 安定的な事業運営に必要な資金の確保（借入金等）
・ 事業開始後の収支の見通し
・ 株式会社にあつては、株主構成の安定性

（3）事業計画

〈例〉・ サービス開始時期
・ サービス内容・運営方針
・ 適切な設備投資計画（ドメイン数に応じた設備増強計画等）
・ ドメイン登録料の価格設定方針

（4）事業運営の公正性・透明性（利用者、ドメイン登録者への説明責任）

〈例〉・ ドメイン事業収支の公表
・ サービス内容・運営方針の公正性確保方策（外部有識者の活用等）

（5）コンプライアンス体制

〈例〉・ 法令遵守のための体制の整備（個人情報保護等）

（6）ドメイン登録者等外部からの苦情・問合せ対応の体制

〈例〉・ 顧客サポート体制、紛争処理体制
・ 関係者からの苦情や提案をサービス向上につなげる体制

（7）国際的な役割の遂行

〈例〉・ グローバルな DNS の運営における連携確保
・ ICANN の議論への貢献

（8）国内のインターネットの発展への貢献

- 〈例〉・ 基本理念
- ・ インターネットに関連する国際的議論に関する情報の共有

(2) 選定主体

① 国と民間の連携

ICANNの「多国文字による国別トップレベルドメイン実装計画」ドラフト案によれば、ある事業者が「.日本」の管理運営事業者となることについて、国が支持すること（推薦状を出すこと）が要件とされている。

【参考】多国文字による国別トップレベルドメイン実装計画（抜粋）

「申請の準備段階において、申請者がそのドメインの運営管理事業者となることを国が支持していることを示す推薦状が必要。」

このように、国が推薦を行うことからすれば、国自体が推薦対象となる事業者を選定することも考えられるが、これまでの日本のインターネットは民間主導で発展してきたこと等を踏まえれば、民間の場において「.日本」の管理運営事業者の選定を行うことが適当である。

この民間による選定の場について、

- ア 公正性、中立性及び透明性が確保された形で設けられること
- イ 国と一定程度の関連性を有すること（例えば、国から選定についての依頼状を出す等）
- ウ 本答申の内容に沿った事業者選定が行われ、その選定の審査で確認された管理運営事業の公共性が確保されるよう措置すること

の3点が満たされる場合には、国は、その選定結果を尊重することが適当である。

ただし、こうした民間の場が設けられない場合や民間の場が設けられたとしても適正な選定が行われなかった等の場合には、上記のア及びウを適切に踏まえつつ、国が直接選定を行うこともやむを得ないと考えられる。

② 民間による選定の場

この民間による選定の場の構成については、公正性・中立性及び透明性を確保した上で適切な選定を可能とする観点から、

ア インターネット関連の事業者団体・経済団体・消費者団体等の関係者（ステークホルダー）が広く関与できること

イ 管理運営事業者の選定は、有識者 10 名程度により構成される委員会が行うことを踏まえることが適当である。

以上を前提とすると、具体的な「民間による選定の場」としては、

ア インターネット関連の事業者団体・経済団体・消費者団体等の関係者が広く参画した事業者選定のための協議会（以下、「協議会」という。）を設ける

イ その協議会が、事業者選定を直接行う選定委員会（有識者委員会）の委員を公正、中立かつ透明な手続の下で選定するとともに、その事務局機能を担う

ウ 有識者には、法制度・経済・競争政策・ネット技術等を専門とする学識経験者又は実務者並びに利用者代表を含む

エ 有識者の選定にあたっては、年代層や地域性等にも配慮する。また、申請者や既存事業者の関係者が含まれる場合でも、選定委員会全体としての公正性、中立性が確保できるものとする

ことが適当である。

なお、この点について、より簡素な形での選定を行うため、インターネット関連の事業者団体・経済団体・消費者団体等が共同で直接に事業者選定を行うとの考えもあるが、これでは、選定の公正性について利用者、ドメイン登録者の信頼が得られないといった問題点がある。

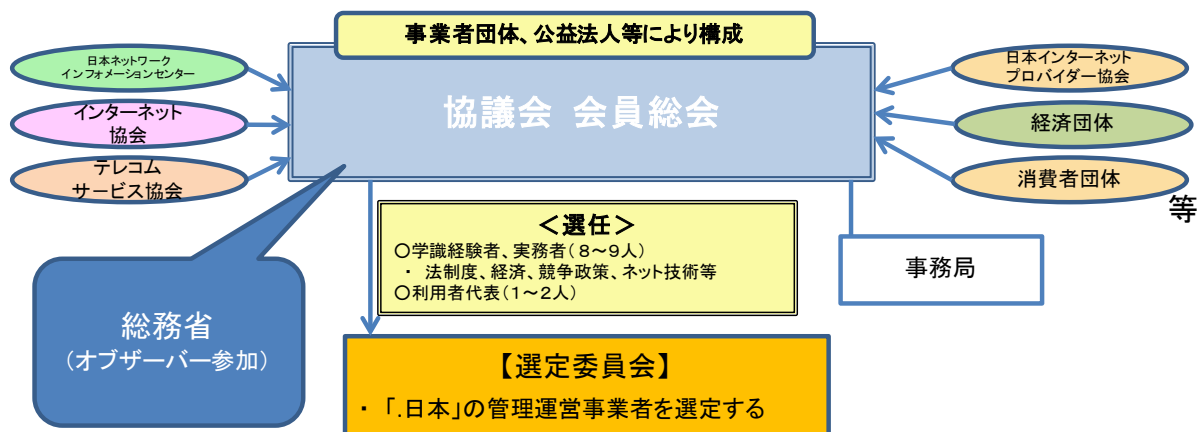


図 8 協議会と選定委員会の構成（イメージ）

5 事業者監督の仕組み

ドメイン管理運営業務の公共性を考えると、その適正さを確保するための適切な監督が必要と考えられる。

このため、新たな監督の仕組みとして、協議会に管理運営事業者を選定する「選定委員会」と同様の形で「監督委員会」を設けることとし、国の協力の下に監督に当たることが適当である。なお、「選定委員会」が管理運営事業者の選定後に事実上「監督委員会」に移行することも考えられる。

「監督委員会」の具体的な業務としては、委員会を年に1～2回開催し、管理運営事業者の業務状況（苦情・問い合わせ対応等の審査項目に関する状況等）について審議を行い、必要な場合には是正を促すこと等が考えられる。その際、協議会が事務的な支援を行うことが適当である。

また、管理運営業務の公正性の確保の観点から、「.日本」と「.jp」に関する管理運営業務の監督²⁴について、両者の間の整合性が保たれることが望ましい。

さらに、事業の安定的な運営が求められる一方で、インターネットを取り巻く環境の変化が激しいこと等を考えると、無線局に対する再免許と同様に、数年毎に管理運営事業者の適格性を確認等することが必要である。

「.日本」の運営の公共性確保に必要な費用（監督やデータエスクロー等）については、「.jp」と同様に、管理運営事業者と関係者が協力して負担することが適当である。

²⁴ 「.jp」に対する監督については、7ページの脚注6を参照。

6 データエスクロー契約

トップレベルドメインの管理運営業務における「データエスクロー」とは、管理運営事業者等の保持する登録情報に関するデータを、業務移管などが発生した場合に備えて、一定間隔ごとに第三者に預託しておく仕組みのことを指す。

この仕組みにより、業務移管等の際に登録者が登録データにアクセスできなくなる期間を最小限に抑えけるとともに、管理運営事業者等の業務停止などが原因で登録データが失われてしまい、ドメイン名の登録者が不明になるような事態を避けることができる。

このため、「.日本」についても、「.jp」と同様に、登録者の保護の観点から、管理運営事業者の破産等に備え、円滑に別の管理運営事業者に移管出来るようにドメイン登録者等のデータを第三者に預託する契約(データエスクロー契約)を締結することが必要である。

7 紛争予防・紛争処理

不正の目的によるドメイン名の登録等について、ドメイン名の廃止や移転を求める紛争（ドメイン名紛争）については、インターネットが普及を始めた 1990 年代から議論されている。ドメイン名紛争に関する ICANN の基本的な考え方は、ドメイン名の登録時点では特段の規制を行わず、必要に応じ、事後的な紛争解決によって対処するというものである。現在の統一紛争処理方針（UDRP）はこうした考え方に基づき定められている。JP ドメイン名については、UDRP と同様の原則を適用した JP-DRP と呼ばれる紛争処理方針に従って紛争処理を実施することとされている。

「. 日本」を新たに導入した場合においても、既存のトップレベルドメインと同様にドメイン名紛争が生じることが予見されることから、「. jp」と同様、ドメイン名紛争予防や紛争処理のため、「. 日本」の運用ルールについて行われる適切な配慮に加え、紛争予防や紛争処理の仕組みを構築することが必要である。

その際には、「. 日本」と「. jp」がいずれも我が国を示す国別トップレベルドメインであることを考慮しつつ、上記の紛争予防や紛争処理ルールの具体化²⁵を進めることが求められる。

また、「. 日本」の導入・運用について、管理運営事業者と登録事業者との間の調整や、場合によっては管理運営事業者間の調整が必要となることが見込まれる。こうした調整は基本的には当事者間の協議に委ねられるものであるが、必要に応じ、協議会やその他の関係団体が調整することも考えられる。

²⁵ 具体化に当たっては、いわゆる「防衛的登録」の問題も含めて検討することが求められる。

第三章 新たな分野別トップレベルドメイン導入に向けた検討

1 検討の背景

地理的名称に関連する新たな「分野別トップレベルドメイン」の導入については、申請者がそのトップレベルドメインを管理運営することについて、国や関連する地方自治体が「支持する」又は「反対しない」ことを ICANN に対して示すことが必要とされている。

【参考】新たな分野別トップレベルドメイン申請者用ガイドブック

都道府県名等の地理的名称に関連するトップレベルドメイン名の申請については、関連する政府の文書（例えば、市町村長や都道府県知事及び総務大臣の署名入文書等）での「支持がある」か「反対がない」ことが必須

このため、地理的名称に関連する分野別トップレベルドメインの導入に際して、国や関連する地方自治体の対応方針や必要となる支援等について、次のとおり検討した。

2 地方自治体の対応方針

地理的名称に関連するトップレベルドメインの申請者に対し、「支持」等を行うのは、その地方自治体であることから、いかなる者に「支持」等を与えるかについては、その地方自治体自身の判断により行うことは当然である。

この、事業者の選定基準や選定方法等については、例えば、「.日本」の場合と同様に行うことが考えられるが、これに制約されるものではなく、審査基準について、地域振興の観点など独自の基準を設けることも含めて、公正性、中立性や透明性に配慮しつつ、その地方自治体の意思により決定することを基本とすべきである。²⁶

具体的には、後述の「対応の手引き」（国別トップレベルドメインの選定例）を参考に選定の方法や実施体制を定めることが望ましい。

トップレベルドメインの運営主体が地方自治体自身となることを特段禁止する必要はないが、民間事業者から「支持」等の要請があるにもかかわらず、地方自治体自身が運営主体となることとした場合については、その理由を十分に説明することが求められる。

また、地方自治体が地理的名称に関連する分野別トップレベルドメインの申請に関与しない意思を示した場合（文書を一切出さない、ICANNからの問い合わせに応じない、意見を提出しない場合）の対応については、「国の対応方針」で詳述する。

²⁶地理的名称に関連するトップレベルドメインについては、「新たな分野別トップレベルドメイン契約」案において、地方自治体等の地域コミュニティがそのトップレベルドメインの運用ポリシーの策定等に関与することが可能となっている。

3 国の対応方針

地理的名称に関連するトップレベルドメインに関する事業者の選定基準や選定方法等については、関係する地方自治体の意思により決定することが基本であることから、国は、事業者選定についての地方自治体の判断を最大限尊重することが適当である。

ただし、ある事業者の申請について地方自治体が「支持する」又は「反対しない」場合であっても、インターネットの安定的な運用や利用者保護を適切に確保する観点から、例えば、事業者やその役員に重大な法令違反歴がある等の問題が認められる場合には、国はその申請に「反対する」ことが必要と考えられる。

また、地理的名称に関連する分野別トップレベルドメインの申請プロセスにおいて、申請者の財務面、技術面は ICANN の審査事項となっているため、インターネットの安定的な運用や利用者保護を適切に確保する観点から、国は責任を持って ICANN の審査を支援することが必要である。

なお、地方自治体が「関与しない」旨の意思を示した場合には、ドメイン利用の促進・活性化の観点から、例えば、国のみの対応により、そのトップレベルドメインの事業者選定手続等を進めることが適当である。この場合、国は可能な場合には、必要に応じ、「.日本」の管理運営事業者の選定に携わる協議会の協力を得ることが考えられる。

また、関連する地方自治体の一部又は全部がそのトップレベルドメインの創設について「反対する」場合には、国はその意思を尊重することが必要である。

さらに、国は ICANN による新たな分野別トップレベルドメインの募集について一般へ広く周知することにより、その普及・促進を図ることが必要である。

4 国と地方自治体との連携方策

国内の地理的名称と同一の名称のトップレベルドメインについて、日本国の内外を問わず、国や地方自治体に無断で ICANN に申請が行われる可能性もあり得ることを考えると、ICANN が公表する申請等に関する情報を国や相談窓口がチェックし、必要に応じ、関係する地方自治体に提供する仕組み（例えば、メーリングリスト等）が求められる。

そのチェックについては、例えば、少数言語や、市町村内の区域名等まで行うとした場合、相当の労力・コストが必要になることから、国や地方自治体は必要となるコスト等に照らし、どの程度まで行うことが適当かについて、あらかじめ、意識の共有が必要である。

また、地理的名称に関連する分野別トップレベルドメインの申請に当たって、申請者から国又は地方自治体の一方に対し、「支持する」又は「反対しない」よう求められた場合には、速やかに国と地方自治体はその情報を共有することが必要である。

なお、ICANN に対し、国や地方自治体に無断で国内の地理的名称と同一の名称のトップレベルドメインの申請が出された場合、状況によっては、国と関係する地方自治体とが共同で一定の対応（例えば、両者が連名で ICANN に対して異議申し立て等の文書を提出すること等）を取ることもあり得るが、こうした対応については、参考として他の地方自治体にも情報提供することが適当である。

5 地方自治体への支援

(1) 地方自治体向け「対応の手引き」の策定

各地方自治体が地理的名称に関連するトップレベルドメインに関する検討を行う際に必要な情報・ノウハウを適切に得ることが出来るよう、地方自治体向け「対応の手引き」を策定し、利用できるようにすることが必要である。

この「対応の手引き」には、例えば、次の事項を定めることが考えられる。

- ① ドメインの基礎知識
- ② 事業者選定の基準（「.日本」等における選定基準の紹介）
- ③ 事業者の審査方法の例（「.日本」等における審査スキームの紹介）
- ④ 参考事例の紹介
- ⑤ 国と地方の連携体制
- ⑥ 支援窓口の連絡先、相談内容
- ⑦ 混乱防止のための管理運営ルールの推奨例
 - ・ ドメインの登録ポリシー
 - ・ 予約ドメインの設定
 - ・ 商標関連ドメインの優先登録
 - ・ データエスクロー契約
 - ・ 紛争処理ルール
 - ・ 事業の廃止、譲渡に関するルール
- ⑧ ドメイン管理運営事業者の監督 等

「対応の手引き」は、「.日本」に関する議論との整合性に配慮しつつ、本答申の内容を踏まえ、協議会を中心に国と地方自治体が協力して策定し、公表することが求められる。

なお、複数の地方自治体に関係する以下のようなケースについても、一定の合意形成ルールを示すことが望まれる。

- ・ 複数の行政地域を含む地域名（「.関東」など）
- ・ 都道府県名と市区町村名が重複している地域名（「.大阪」（府・市）、「.京都」（府・市）など）
- ・ 行政地域名以外の地域名（「.富士山」、「.尾瀬」など）
- ・ 過去に用いられたことのある行政地域名（「.陸奥」など）

(2) ドメインに関する相談窓口等の整備

地理的名称に関連するトップレベルドメインの申請に当たっては、関係者との調整（国や地方自治体からの支持等の取り付け等）や ICANN への申請書提出等の手続が必要となることから、国による相談対応のほか、地方自治体からの各種問合せ等に応じる民間の相談窓口を設けるとともに、それ以外の者からの問合せ等についても可能な限り対応することが望まれる。

相談窓口の業務としては、次のものが考えられ、具体的な設置先としては、例えば、「日本」の管理運営事業者の選定に携わる協議会やその他の関係団体の中に設けることが考えられる。

- ドメインや ICANN 等の基礎知識
- 新たな分野別トップレベルドメイン申請に関する ICANN の各種ルール
- 新たな分野別トップレベルドメイン申請書の記載方法
- 複数候補者が現れた場合の比較審査の実施方法
- 新たな分野別トップレベルドメイン運営に関連する企業（エスクロー事業者）等の紹介
- ドメインに関する情報収集、地方自治体等への情報提供 等

第四章 今後の検討課題

1 ドメイン関連市場の健全な発展に向けた取組

「.日本」や我が国の地理的名称に関連するドメイン名の導入により、ドメイン登録者の選択肢が拡大され、トップレベルドメイン間の健全な競争が進み、地域におけるインターネット利用の促進・発展にも寄与するものと考えられるが、その際には、利用者の視点から、安心安全なインターネット利用環境の確保が求められる。

他方、事業者の視点で見れば、トップレベルドメインの管理運営事業者や登録事業者、その運営に関するASPサービス事業者²⁷やデータエスクロー事業者（ICANN公認エスクローエージェント）の増加など、インターネット関連市場の拡大や活性化が期待される。このため、新たなトップレベルドメインの導入促進策やこれらの関連市場の活性化方策について不断に検討していくことが求められる。

また、既存の「.jp」に対する監督についても、「.日本」の「監督委員会」を活用することや、我が国の地理的名称に関連する分野別トップレベルドメインの導入に当たり、可能な場合には、協議会の協力を得ることを検討することが必要である。

²⁷ ASP: Application Service Provider の略で、業務用のソフトウェアによるサービスをネットワーク経由で提供する事業者のこと。ドメイン管理運営事業者は業務システムを自身で整備する代わりにASPサービス業者に委託することも可能となっている。

2 ICANN等への貢献の拡大

ICANN 及びインターネットに関連する国際的な諸活動に対して、我が国からのより一層の国際貢献が求められる。この国際貢献を行う枠組として、協議会やその他の関係団体を活用することが考えられる。

具体的には、例えば、次の活動等を行うことが考えられる。

- ① ICANN 等の議論に対する貢献
- ② ICANN 等の役職者（理事や各支持組織の評議員）・事務局員といった人材の供給等に関する貢献
- ③ ICANN 等の会合の招致 等

參考資料

情報通信審議会 情報通信政策部会
インターネット基盤委員会 構成員名簿

(敬称略、五十音順)

【情報通信審議会 臨時委員】

主査 村井 純 慶應義塾大学 環境情報学部 教授 元 ICANN 理事

【情報通信審議会 専門委員】

会津 泉 多摩大学 情報社会学研究所 教授

上田 正尚 日本経済団体連合会 主幹

馬野 耕至 読売新聞東京本社 メディア戦略局専門委員

江崎 浩 東京大学大学院 情報理工学系研究科 教授

沢田 登志子 一般社団法人 EC ネットワーク 理事

主査代理 舟田 正之 立教大学 法学部 教授

森川 博之 東京大学 先端科学技術研究センター 教授

山上 紀美子 社団法人全国消費生活相談員協会 理事長

山本 隆司 東京大学 法学部教授

地理的名称に関連するトップレベルドメイン検討ワーキンググループ構成員名簿

(敬称略、五十音順)

	会津 泉	多摩大学 情報社会学研究所 教授
	井上 知義	自治行政局 地域政策課 地域情報政策室長
	上田 正尚	日本経済団体連合会 主幹
	馬野 耕至	読売新聞東京本社 メディア戦略局専門委員
	江崎 浩	東京大学大学院 情報理工学系研究科 教授
	大東 洋克	GMO インターネット株式会社 事業開発部 部長
	岸 宏之	東京都総務局情報システム部情報システム課課長補佐
	桑子 博行	社団法人テレコムサービス協会 サービス倫理委員長
	沢田 登志子	一般社団法人 EC ネットワーク 理事
	高橋 徹	財団法人インターネット協会 副理事長
	竹下 由志章	岡山県倉敷市情報政策課 課長
	立石 聡明	社団法人日本インターネットプロバイダー協会 副会長
	原田 一紀	東京都総務局情報システム部情報システム課係長
	原田 智	京都府政策企画部業務推進課 課長
主任	舟田 正之	立教大学 法学部 教授
	星野 和弘	長野県軽井沢町企画課情報係 主任
	堀田 博文	株式会社日本レジストリサービス 取締役 企画本部長
	前田 香織	広島市立大学大学院 情報科学研究科 教授
	増田 典之	広島市企画総務局情報政策部情報政策課長(WG 開催当時)
	丸山 直昌	社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター理事
	三浦 満雄	大阪府総務部 IT 推進課長
	森川 博之	東京大学 先端科学技術研究センター 教授
	山上 紀美子	社団法人全国消費生活相談員協会 理事長
	山本 隆司	東京大学 法学部教授
	依田 繁男	長野県軽井沢町企画課 課長

インターネット基盤委員会 審議経過

1. 審議事項

諮問第3号「21世紀におけるインターネット政策の在り方について」の審議の一環として、「新たなトップレベルドメイン名の導入に向けて」の審議を行った。

2. 審議体制

情報通信政策部会 インターネット基盤委員会において審議を行った。委員会の構成員は別紙1のとおりである。

また、インターネット基盤委員会では、地理的名称に関連するトップレベルドメイン検討ワーキンググループを設置し、新たな分野別トップレベルドメイン名の導入に関する国と地方自治体の対応方針や連携方策、各種支援策等について検討を行った。ワーキンググループの構成員は別紙2のとおりである。

3. 審議経過

■ インターネット基盤委員会 審議経過

年月日		主な議事
2008年11月10日	第11回	① 事務局説明（検討の背景と方向性） ② プレゼンテーション ・ 日本レジストリサービス ③ ICANN カイロ会合の結果について
2008年12月19日	第12回	① 事務局説明（検討事項について） ② プレゼンテーション ・ 日本ネットワークインフォメーションセンター ・ 日本知的財産仲裁センター ・ GMO インターネット ③ 新分野別トップレベルドメインに関するワーキンググループの設置について
2009年1月7日	第13回	① プレゼンテーション ・ テレコムサービス協会 ・ 日本インターネットプロバイダー協会 ・ インターネット協会 ② 事務局説明（検討事項及び市場規模等について）

年月日		主な議事
2009年2月10日	第14回	① 構成員からのプレゼンテーション ② 事務局説明（論点整理及び「.日本」、「.jp」の関連付けについて等）
2009年4月1日	第15回	① ICANN メキシコ会合報告 ② ワーキンググループ報告 ③ 事務局説明（報告書骨子案等）
2009年4月23日	第16回	① 事務局説明（報告書案等）
2009年6月15日	第17回	① 事務局説明（意見募集結果、報告書案等）

■ 地理的名称に関連するトップレベルドメイン検討ワーキンググループ 審議経過

年月日		主な議事
2009年2月3日	第1回	① 構成員からのプレゼンテーション ② 事務局説明（論点整理及び「.日本」、「.jp」の関連付けについて等）
2009年2月27日	第2回	① 構成員からのプレゼンテーション ② 事務局説明（論点整理等）
2009年3月26日	第3回	① 事務局説明（ワーキンググループ報告案等）

